

21消安第12125号

平成22年2月8日

動物検疫所長 殿

消費・安全局動物衛生課長

日本からシンガポール向けに輸出される豚肉について

現在、日本からシンガポール向けに輸出される冷凍豚肉については、平成21年5月14日付け消費・安全局動物衛生課長通知（21消安第1683号）により、黒豚由来の冷凍豚肉に限り輸出が可能となっている。

今般、シンガポール農食品獣医庁が、鹿児島県の南九州畜産興業株式会社（施設番号：KGD）の取り扱う品目について、黒豚由来以外の冷凍豚肉についても輸入を認める旨、厚生労働省より連絡を受けたことから、了知の上、動物検疫に当たっては適切に対応されたい。